

2024年4月18日

受益者の皆様へ

H S B C アセットマネジメント株式会社

「H S B C 中国クオリティ株式ファンド（3ヶ月決算型）」  
信託終了（繰上償還）に関する書面決議のお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび当社では、下記の理由により掲題ファンドの信託終了（繰上償還）を予定しております。つきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」および投資信託約款の規定に基づき、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を実施いたしますので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

追加型証券投資信託「H S B C 中国クオリティ株式ファンド（3ヶ月決算型）」  
（以下、「当ファンド」といいます。）

2. 繰上償還の理由

当ファンドは、2009年4月20日の設定以来、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として、主として中華人民共和国（含む香港特別行政区）の証券取引所に上場されている株式に投資して運用を行ってまいりました。しかしながら、受益権口数が投資信託約款の繰上償還条項（第49条第1項）に定める10億口を下回っており、運用の基本方針に則って運用することが困難な資産規模が継続しております。今後も受益権口数の増加は見込みにくく、当社といたしましては、運用を継続するよりも繰上償還することが受益者の皆様の利益に資すると判断いたしました。

3. 繰上償還予定年月日

2024年7月19日

4. 書面決議について

書面による議決権行使の期間 2024年4月18日～2024年5月16日

2024年4月18日時点の当ファンドの受益者の皆様は、本書面決議において提案する当ファンドの繰上償還（以下、「本議案」といいます。）についての議決権を行使することができます。当該受益者の皆様には、追って当ファンドの販売会社から本議案に関する「議決権行使書面」が送付されますので、議決権を行使される方は、2024年5月16日（当社必着）までに、「議決権行使書面」に必要事項をご記入の上、当社宛てにご返送ください。

なお、議決権を行使されない場合は、当ファンドの投資信託約款（第49条第3項）の規定に基づき、本議案について賛成されたものとみなします。

この書面による決議は、2024年4月18日時点の受益者の皆様を対象とし、議決権を行使できる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。可決された場合、当ファンドは、2024年7月19日で繰上償還いたします。なお、否決された場合、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行いません。

以 上